長期収載品の処方等に関する事項

令和６年１０月から長期収載品といわれる後発医薬品のある先発医薬品のうち、要件にあった長期収載品は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として、患者様の自己の選択に係るものとして特別の料金を徴収することとなりました。

本制度は、これは、創薬力強化に向けて、革新的な医薬品等の開発強化、研究開発型のビジネスモデルへの転換促進等を行うため、イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置等を推進することとしているところ、医療保険財政の中で、こうしたイノベーションを推進するため、後発医薬品の安定供給を図りつつ、長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行うこととなりました。

特別の料金の計算方法については、
長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の４分の１を薬剤料に変換した上で算定します。

詳しくは、厚生労働省ポスターをご確認下さい。

医療法人徳洲会　瀬戸内徳洲会病院